

宮崎県立看護大学学則

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 組織（第2条～第3条の2）
- 第3章 職員組織（第4条～第9条）
- 第4章 教授会及び委員会（第10条・第11条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第12条～第14条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第15条・第16条）
- 第7章 入学（第17条～第25条）
- 第8章 教育課程及び履修方法等（第26条～第33条）
- 第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍（第34条～第39条）
- 第10章 卒業及び学位（第40条・第41条）
- 第11章 賞罰（第42条・第43条）
- 第12章 別科助産専攻（第44条～第50条）
- 第13章 研究生、研修員、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第51条～第56条）
- 第14章 入学試験手数料、入学料及び授業料等（第57条）
- 第15章 公開講座（第58条）
- 第16章 自己評価等（第59条）
- 第17章 雑則（第60条）

第1章 目的

（目的）

第1条 宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）は、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を育成し、かつ深く高度な専門的知識・技術を修得させることにより看護の果たすべき役割を追究し、社会の幅広い分野において人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成するとともに、看護学及び関連する学問領域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（学部、学科、入学定員及び収容定員）

第2条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	100名	400名

（別科助産専攻、入学定員及び収容定員）

第2条の2 本学に、別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、15名とする。

（大学院）

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館）

第3条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（看護研究・研修センター）

第3条の2 本学に、看護研究・研修センターを置く。

2 看護研究・研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第4条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他の職員を置く。

(学長)

第4条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第5条 本学に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学生部長)

第6条 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(附属図書館長)

第7条 第3条の附属図書館に附属図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

(看護研究・研修センター長)

第7条の2 第3条の2の看護研究・研修センターに看護研究・研修センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

(別科助産専攻長)

第7条の3 第2条の2の別科助産専攻に別科助産専攻長を置き、学長が指名する教員をもって充てる。

(名誉教授)

第8条 本学に学長、教授、准教授、又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を与えることができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第9条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会及び委員会

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第11条 本学に、本学の円滑な管理運営を図るため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日
 - (4) 春期休業 3月15日から4月6日まで
 - (5) 夏期休業 8月15日から9月20日まで
 - (6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に規定するもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学（看護学部に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生（看護学部の学生に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）は8年を超えて在学することはできない。ただし、第22条から第24条までの規定により入学した学生は、第25条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第22条から第24条まで（第22条第2項第3号を除く。）の規定により入学する場合及び特別の必要があり、かつ教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
- 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学試験手数料を納付しなければならない。
- (入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 学長は、前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、必要書類に添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(編入学)

第22条 学長は、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 本学に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所若しくは国立養護教諭養成所を卒業した者又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者。（ただし、学校教育法第90条に規定する者に限る。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条第1項に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(転入学)

第23条 学長は、他の大学に在学する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第24条 学長は、本学を退学した者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第25条 前3条に規定する入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第26条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(単位計算方法)

第27条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第27条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績)

第30条 授業科目の試験及び評価の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目において修得した単位（当該他の大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第22条の編入学、第23条の転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第34条 疾病その他のやむを得ない理由により2か月以上修学することができない者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間及び復学)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 第16条の規定の適用については、休学期間を算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、別に定めるところにより、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第40条に定める在学期間を含めることができる。

3 第31条の規定は、第1項の許可を得て、留学する場合に準用する。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第16条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 前項に定めるもののほか、学生の除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 本学に4年（第22条から第24条までの規定により入学した者については、第25条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第41条 本学を卒業した者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前3項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 別科助産専攻

(修業年限及び在学年限)

第44条 別科助産専攻の修業年限は、1年とする。

2 別科助産専攻の学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学の時期)

第45条 別科助産専攻の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第46条 別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号に該当する女子とする。

(1) 学校教育法第90条第1項に規定する入学資格を有する者

(2) 看護師免許を有する者又は入学時において看護師国家試験に合格した者

(編入学、転入学及び再入学)

第47条 別科助産専攻への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(教育課程等)

第48条 別科助産専攻の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けて編成するものとする。

2 別科助産専攻の授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

3 別科助産専攻の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(修了)

第49条 別科助産専攻に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、前項の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(準用)

第50条 別科助産専攻の運営については、この章に定めるもののほか、第19条から第21条まで、第27条第1項、第28条、第29条本文、第30条、第34条、第35条、第38条、第39条、第42条及び第43条の規定を準用する。この場合において、第35条第2項中「通算して4年」とあるのは「通算して1年」と、第35条第3項及び第39条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第44条第2項」と、第39条第1項第2号中「第35条第2項」とあるのは「第50条において準用する第35条第2項」と読み替えるものとする。

第13章 研究生、研修員、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 本学において、看護又はその関連領域の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第52条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考の上、学長は研修員として受け入れることができる。

(科目等履修生)

第53条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この条において同じ。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第55条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、別表第1に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(委任)

第56条 前5条に定めるもののほか、研究生、研修員、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 入学試験手数料、入学料及び授業料等

(入学試験手数料、入学料及び授業料等)

第57条 入学試験手数料、入学料、授業料及びその他の費用徴収に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 自己評価等

(自己評価等)

第59条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第17章 雑則

(委任)

第60条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第2条の規定の適用については、同条中収容定員の欄に掲げる人数は、次表の左欄に掲げる年度にあつては、同表の右欄に掲げる人数にそれぞれ読み替えるものとする。

平成9年度	100人
平成10年度	200人
平成11年度	300人

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第39条第2項の改正規定は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。